

合理的配慮と セルフアドボカシー

埼玉大学 名越斉子

学校における合理的配慮

障害者の権利に関する条約第2条（抜粋）

「合理的配慮」とは、障がい者が他のものとの平等を基礎として全ての人権及び基本的実有を共有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないものをいう。

- 合理的配慮の否定は障害者差別
- 特定分野における通常的环境下で提供するものであり、個別性が高い

合理的配慮の内容決定の手順

■大学の場合

1. 障害学生からの申出
2. 障害学生と大学等による建設的対話
3. 合理的配慮内容の決定
4. 決定された内容のモニタリング

文部科学省(2017)障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)より

■幼・小・中・高校の場合

1. 本人や保護者からの申出
2. 校内委員会での実態把握と検討
 - ・ 本人の困難と社会的障壁の実態の把握
 - ・ 変更・調整案
3. 本人や保護者と学校による建設的対話
 - ・ 理に適った変更・調整の検討
4. 合理的配慮内容の決定
 - ・ 個別の教育計画への記入と指導への活用
5. 決定された内容のモニタリングと評価・見直し

合理的配慮の提供のポイント

1. 善意で「やってあげる」ものではなく、子どもの権利保障のために提供しなければならないもの
2. 障害のある本人（家族も含む）から社会的障壁除去を必要としている旨の意思表示があった時に提供するもの
3. 教員が個人的に約束して提供するものではなく、学校設置者・学校が提供するもの
4. 提供する配慮は理に適った変更・調整

*意思表示の状態が、不十分でも、必要な合理的配慮の提供は行う

申出られるように働きかける

「本人からの申出ができない場合においても、当該学生が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、大学等側から当該学生に対して働きかけることが望ましい。例えば、適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけることや、日頃から学生個々の（障害）特性やニーズの把握に努めること、障害のある学生自ら社会的障壁を認識して正当な権利を主張し、意思決定や必要な申出ができるように、必要な情報や自己選択・決定の機会を提供することなどに取り組むことが望ましい。」

大学等における障害学生支援の在り方

- 多様な学生が在籍していること自体が大学等の価値のひとつ。
- 大学等は全ての学生に対し、等しく教育を行う責任を負う。
- 障害学生支援は、学生に対する教育の保障という、大学等が果たすべき責務。教育環境の整備とともに、障害学生が他の学生と平等に学ぶ権利を保障するための手段と認識し、着実な実施が必要。
- 大学等における障害学生支援は、合理的配慮の提供に限定されない。全学生を対象向けの各種支援と併せて、行うことが望ましい。

文部科学省(2024)障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）p17を基に作成

セルフアドボカシー（自己権利擁護）

- 障害のある人が自分の権利を守るために環境に働きかけること
- 障害者福祉の領域で大切にされてきた考え方
- アドボカシーからセルフアドボカシーへ
 - 障害者権利条約の広がりと共に見直されてきた
 - 「私たちの事を私たち抜きで決めないで（Nothing About us without us）」

セルフアドボカシーの要素

自己理解

- 自分の強みや得意なこと
- 自分の苦手なこと
- 自分の学びやすい方法
- ある状況で予想される困りや必要な配慮についての理解

提唱力 援助要請 権利主張

- 支援を求める力
- 交渉する力

片岡(2022)、西・鳥居(2023)を参考に作成

セルフアドボカシーに関わる指導

学習指導要領での扱い

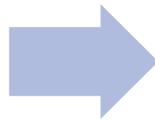
平成30年告示 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編に関連の内容が追加

- 1 健康の保持 (4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること
「自己の障害にどのような特性があるのか理解し、それらが及ぼす学習上又は生活上の困難についての理解を深め、その状況に応じて、自己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働きかけたりして、より学習や生活をしやすい環境にしていくこと」(p57)

支援者に求められるマインドセットの転換

障害のある人は
支援される存在

- 支援者主導の支援に陥りやすい
- 本人の意思が尊重されないことも



障害のある人も
成長する主体者

- 支援利用も含め、本人が舵取りできるようにサポート
- 主体的判断と行動のサポート
- 環境整備

文献

- 吉美知香・名古屋恒彦(2015)。「特別支援教育に生きる心理アセスメントの基礎知識」。東洋館出版社
- 片岡美華 (2022) 発達障害のある人の「セルフアドボカシー」。LD ADHD & ASD、28、10-13.
- 片岡美華 (2021) 知的障害教育における自己理解・他者理解を育てる授業.実践みんなの特別支援教育.5月号、10-13.
- 西あかね・鳥居深雪 (2022)発達障害のある高校生への大学移行支援プログラムの有効性：生徒のセルフアドボカシーの視点から. 神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要、15(2):79-90
- 大学入試センター 障害のある方への受験上の配慮 <https://www.dnc.ac.jp/studentandparent/>
- 文部科学省 (2024) 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告 (第三次まとめ) https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/123/mext_01732.html
- 文部科学省 (2017) 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告 (第二次まとめ) https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm
- 文部科学省 (2012) 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告 (第一次まとめ) https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm
- 埼玉大学教員研修アーカイブ <https://www.saitama-u.ac.jp/edu/archive/>
13 UDLで設計した特別支援教育コーディネーターの力量アップ講座「コンテンツ4 LD」で本講義に関連の内容を取り上げています。